

いつもお世話になっております。

秋も一段と深まり、日だまりの恋しい季節となりました。

皆様お変わりなくお過ごしですか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



消費税の基本的な仕組み

◆インボイス制度開始まで1年を切った

消費税のインボイス制度開始は令和5年10月1日の予定です。この「インボイス」とは、正確な適用税率や消費税額等を伝える書類のことで、インボイス制度が始まると、仕入先が免税事業者の場合、今まで認められていた「仕入税額控除」が認められなくなります。

免税事業者の方や経理にタッチしない方は「仕入税額控除？ なんのことだ」と思われるかもしれません。まずは消費税の基本的な仕組みを理解しましょう。

◆消費税の内訳

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

標準税率10%、食品等の軽減税率は8%となっていますが、そのうちの22/78、標準税率で2.2%、軽減税率で1.76%分は「地方消費税」として扱われ、いったん国の出先機関である税務署に納付され、地方消費税部分は統計数値に基づき各都道府県に分配される仕組みです。

◆消費税の負担と納付の流れ

消費税は、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みになっています。

・各取引にかかる消費税の例（標準税率）

製造業：売上50,000（＋消費税5,000）

商品 ↓ ↑ お金

卸売業：仕入50,000（＋消費税5,000）

売上70,000（＋消費税7,000）

商品 ↓ ↑ お金

小売業：仕入70,000（＋消費税7,000）

売上100,000（＋消費税10,000）

商品 ↓ ↑ お金

消費者：100,000（＋消費税10,000）

上記の例示の場合、消費者が負担した消費税10,000円を、小売業者は仕入と売上の差額分の3,000円、卸売業者は差額2,000円を、製造業者は5,000円を納付する仕組みになっています。

先に述べた通り、インボイス制度が始まると、免税事業者から仕入れている場合「仕入先に払った消費税」が、差し引けなくなります。例示で言うと、卸売業者が免税事業者だった場合、小売業者は10,000円消費税を納めることになるわけです。

働く高年齢者年金額増額 在職定時改定

◆60代後半の在職者に毎年年金額が増える

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であった場合、今までは65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時、70歳到達時)にのみ年金額が改定されることになっていました。しかし働く高年齢者が増えて、就労を継続していることの効果が退職を待たずに年金額に反映されることになりました。年金を受給しながら働く人の経済基盤の充実を図るため、令和4年4月からは在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。

◆在職定時改定とは

在職定時改定は毎年9月1日の基準日において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し基準日のある月の翌月(毎年10月)分の年金額から改定されます。

令和4年10月分については65歳到達日から令和4年8月までの厚生年金保険に加入していた期間も含めて年金額が改定されます。対象者となるのは65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。65歳未満の人は、老齢厚生年金を繰り上げ受給していた場合でも在職時改定の対象外です。この在職定時改定は基準日の9月1日に厚生年金保険の被保険者である必要がありますが、9月1日に資格喪失をしてそこから1か月しないうちに被保険者の資格を取得した場合、9月1日の時点では被保険者ではないのですが、在職定時改定として年金額の再計算が行われます。

◆年金の一部か全額が支給停止の可能性も

年金の再計算が行われる結果、報酬との調整で年金の一部又は全額が支給停止になる場合がないとは言えません。年金支給停止額は次のようになっています。

【停止額の計算】

- ・基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下の時＝支給停止なし
- ・47万円を超える場合
 $(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47 \text{万円}) \times 1/2$
＝ 支給停止額 となります。

60代後半で新たに支給停止になる方は元々給与額が高めの方であったとも言えるでしょう。

～人生の役に立たない雑学 vol.115～

